

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ④ 商法上の繰延資産と税法上の繰延資産

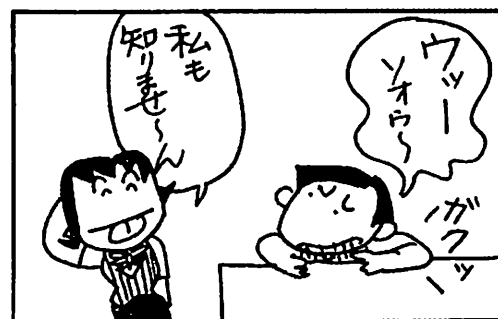
**Q** : 繰延資産の償却は、商法上のものと税法上のものでは取扱いが違うと聞きましたが、どのような違いがあるのでしょうか。

**A** : 商法上の8つの繰延資産については任意償却が認められますが、税法固有の繰延資産については一定の償却期間に応じた均等償却になります。

### 【解説】

商法上認められている繰延資産は、①創立費、②開業準備費、③試験研究費、④開発費、⑤新株発行費、⑥社債発行費、⑦社債発行差金、⑧建設利息の8項目に限定されています。償却について、商法では、原則として5年ないし3年以内で、毎決算期において均等額以上となっています。税法では、これら商法上の繰延資産については、一定の社債発行差金を除き任意償却を認めています。

一方、法人税法における繰延資産とは、法人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものをいいます。具体的には、商法上の繰延資産の他、公共的施設等の負担金、権利金、ノウハウの頭金等の費用で支出の効果が1年以上に及ぶものです。これら税法固有の繰延資産の償却については、その支出した費用の効果が及ぶ期間の月数により、均等額以内を償却することになります。従来、コンピュータのソフトは税法上の繰延資産とされていましたが、平成12年度の改正で無形固定資産とされました。



KIMIYO・I